

議第13号議案

政党助成金制度の廃止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和3年12月15日提出

提出者	新座市議会議員	石島 陽子
賛成者	//	笠原 進
	//	高邑 朋矢
	//	小野 大輔
	//	小野由美子
	//	辻 実樹
	//	嶋田 好枝

提 案 理 由

政党助成金制度の廃止を求めるため、この案を提出する。

## 政党助成金制度の廃止を求める意見書

国会議員1人当たり月100万円が支給されている文書通信交通滞在費（文通費）の問題がマスコミで大きく取り上げられ、与野党の間で見直しの論議が起きています。都内在住の国会議員にも滞在費を一律に支給する現行の制度は不合理であり、見直しは当然です。しかし、文通費以上にいま見直しが強くと求められているのは政党助成金制度です。

政党助成金制度は、1990年代の「政治改革」で「企業・団体献金の廃止」とひきかえにという名目で導入されました。しかし、実際には、政党本部・支部への企業・団体献金は温存され、もう一方で国民の税金である政党助成金を受け取り、「企業・団体献金も、政党助成金も」“二重取り”が続けられているのが実態です。

そもそも、国民は、自らの思想、政治信条に従い、支持政党に寄附する自由と権利をもっており、政治資金の拠出は、国民の政治参加の権利そのものと言わなければなりません。ところが、税金を政党に配分する政党助成金の仕組みによって、国民1人当たり250円を負担させ、毎年約320億円もの税金が自ら支持しない政党に対しても強制的に寄附させられることとなります。

民主主義国家において政党は何よりも、国民の中で活動し、国民の支持を得てその活動資金を作ることが基本でなければいけません。政党が国民・有権者から「浄財」を集める努力をしないで、税金頼みになっていることから、金の感覚がマヒし庶民の痛みが分からなくなり、腐敗政治を作り出す一つの根源にもなっています。しかも、いまや政党助成金を受け取っている多くの党が、その運営資金の大半を税金に依存しているのが実態です。

よって、国におかれましては、文通費問題の抜本的な見直しと併せ、憲法違反が疑われる政党助成金制度を廃止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年 月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様  
総務大臣 様